

## 平成 23 年度 第 1 回 芦屋市 予防接種運営委員会

平成 23 年 6 月 6 日 (月)  
午後 1 時 30 分～2 時 30 分  
芦屋市医師会医療センター

### 1 あいさつ

### 2 議題

#### (1) 平成 22 年度 予防接種事業実績について

#### (2) 平成 23 年度 予防接種事業実施計画の変更点について

子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業の円滑な実施について

#### (3) 平成 24 年度 検討事項について

ポリオ不活化ワクチンについて (ニュース)

BCG の個別接種化について

#### (4) その他

兵庫県における定期予防接種の広域的实施について

### 4 閉会

次回は 2 月上旬を予定

# 芦屋市予防接種運営委員会委員名簿

(委嘱)委員

平成23年4月1日現在

芦屋市医師会	会 長	鈴木 紀元	H22.4.1 ~ H24.3.31
芦屋市医師会	副会長	北井 明	同上
芦屋市医師会	理 事	河盛 重造	同上
兵庫県芦屋健康福祉事務所	所 長	姉川 詔子	同上

(任命)委員

芦屋市	保健福祉部長	津村 直行	H23.4.1 ~ H24.3.31
芦屋市	学校教育課長	北野 章	H22.4.1 ~ H24.3.31

○芦屋市予防接種運営委員会設置要綱

(目的)

第1条 芦屋市における予防接種の実施に関する諸問題等を協議し、予防接種を円滑に行うため、医師会及び行政、その他の委員で構成する芦屋市予防接種運営委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(事業)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 予防接種の医師出務計画の協議
- (2) 予防接種の年間計画の協議
- (3) 予防接種委託契約及び覚書に関する問題点の協議
- (4) 市の委託医療機関との連絡に関する事。
- (5) その他予防接種業務の運営上必要な事。

(組織)

第3条 委員の構成は、次のとおりとする。

- (1) 芦屋市医師会代表 3名
- (2) 兵庫県芦屋保健所 1名
- (3) 市保健福祉部関係者 1名
- (4) 市教育委員会学校教育部関係者 1名

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部健康課が行う。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が委員会において定める。

附 則

この要綱は、平成5年5月25日から施行する。